神埼荷荷

第皿部 基本計画

統合計画



基本方針 1

健やかに安心して暮らせるまちづくり -保健・医療・福祉-

- 〔1〕高齢者・障がい者等福祉の充実
- 〔2〕子育て支援・児童福祉の充実
- 〔3〕保健・医療体制の充実
- 〔4〕地域福祉の推進
- 〔5〕食育の推進

基本方針 1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

1高齢者・障がい者等 福祉の充実

現況と課題

高齢化が進展する中で、本市の65歳以上の高齢者数は7,701人で、高齢化率は 23.0% (平成17年「国勢調査」) と国の20.1%を上回り、今後は高齢化がより一層 進むことが予測されます。

また、介護保険制度における要介護認定者数も増加を続けており、本市では、 高齢者福祉サービスや介護保険サービスの一層の向上を図るために、高齢者保健 福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「健やかに安心して暮らせるまちづくり」 を理念に高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるよ うに福祉サービスの充実に努めています。

今後、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、日常生活支援を強化する 必要があります。また、高齢者が活動的で活き活きとした生活を営むためには、 地域のボランティア活動、健康づくり活動、交流推進活動等を有効に活用できる ようなネットワークの整備が必要です。

さらに、高齢者自身が地域社会の中で、今まで培ってきた豊かな経験や知識、 技能を生かせる社会づくりを進めていく必要があり、高齢者が生きがいを持ちつ つ健康で豊かな高齢期を過ごすことができるよう、就労、ボランティア、生涯学 習、余暇活動などを通じ、地域社会に積極的に参加できる気運の醸成や教育に努 めていくことも重要となってきます。

障がい者福祉施策は、平成18年4月から障がい者福祉サービス(身体・知的・ 精神)の一元化と施設・在宅のサービス体系の一新を図った「障害者自立支援法」 が施行され、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。本市では、近隣 市町と連携して「佐賀地区障がい者総合相談窓口」を設置し、障がい者の自立し た日常生活支援や相談・情報提供機能を強化し、一体的な支援体制を図っていま

今後、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、 就労支援・相談支援・生活支援など、利用者の障がい程度や居住・将来像等の実 情にあわせたサービスの確保と情報提供が必要であり、各関係機関との連携が必 要になります。

施策展開の方向

● 高齢者が安心して生活できるよう、地域に密着したきめ細かなサービス提 供と在宅・介護サービスの質の向上を図るとともに継続的な高齢者福祉基盤 の整備に努めます。

- 高齢者の就労の場や健康づくり、地域活動(公民館等の有効利用)などを 推進し、豊かな経験や知識を地域社会の中で発揮できるよう、生きがいのあ る社会づくりを目指します。
- 障がい者が安心して生活を営めるよう、「障がい者計画」に基づき、さらなる在宅福祉対策・相談支援体制・社会参加支援サービス等の適切な提供を推進します。
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域社会や各関係機関と連携し、利用者の実情に応じたサービスの提供を行っていきます。

- □ 高齢者の介護予防
- □ 高齢者の介護支援
- □ 障がい者の就労支援
- □ 障がい者の相談支援事業
- □ 障がい者の作業施設の充実
- □ 高齢者及び障がい者の在宅福祉事業
- □ 地域包括支援センターの充実
- □ 障がい者の社会参加促進

関連個別計画

- 高齢者保健福祉計画
- ◇ 介護保険事業計画
- ◇ 障がい者計画
- ◇ 障がい福祉計画

指標	現状		中間目標		最終目標	
1 日 作示	年度	数值	年度	数值	年度	数值
高齢者に占める要支援・要介護認定者の 割合	H18	% 17.4	H24	% 17.2	H29	% 17.0
介護予防教室の参加者数	H18	人 1,075	H24	人 1,600	H29	人 2,150
障がい者就労施設数	H18	ヵ所 1	H24	ヵ所 2	H29	カ所 3





基本方針1

健やかに安心して暮らせるまちづくり

2 子育て支援・ 児童福祉の充実

現況と課題

近年、わが国においては、出生率の低下、都市化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

とりわけ、少子化の急速な進行は、これからの年金・医療などの福祉分野や労働力人口の減少や経済成長への制約等、経済面に影響を与えるほか、子ども同士の交流の機会が減少することによる子ども自身の健全な成長への影響や地域社会の活力の低下など、今後の社会全体へのさまざまな影響が懸念されています。

本市の合計特殊出生率は1.47で全国水準1.26(平成17年)をやや上回っているものの、年少人口(0~14歳)は14.4%(平成17年「国勢調査」)で、昭和60年の21.0%に比べ大きく減少しています。児童のいる家庭の核家族世帯も過半数を占めており、また、女性の就業率は、すべての年齢層において全国平均、県平均を上回る状況がみられます。

このため、本市では平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」を受け、「次世代育成支援行動計画」を策定し、市民すべてが子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、子どもの未来をみつめながら、子どもが豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して子育てに関する政策や施策を総合的に推進しています。

今後も、行政はもとより市民、学校、地域、事業者などが協力・連携し、社会 全体で積極的に子育てに関する施策を取り組むことにより、子どもが心豊かに、 たくましく成長できるよう子育て支援に努めることが重要となっています。

- 子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を推進します。
- また、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、地域資源を活用した子育て支援の充実を推進します。
- 働きながら子育てしている人のために、多様な保育ニーズに対応し、利用 しやすい保育サービスの充実を図っていきます。また、男女共同参画意識の 醸成と、父親の役割等の啓発や子育てへの参加促進に向けた取り組みを推進 します。
- 神埼市の自然と風土のなかで、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばす

ことができるよう、学校、家庭、地域の教育力の向上に向けた取り組みを推 進します。

主な取組・事業等

- □ 乳幼児医療費等助成事業
- □ 子育て支援事業
- □ 保育サービスの充実
- □ 保育施設整備事業
- □ 放課後子どもプラン事業
- □ 相談体制の充実
- □ 子どもを守る地域ネットワークの推進

関連個別計画

- ◇ 次世代育成支援行動計画
- ◇ 教育の基本方針
- ◇ 保育方針

	現	現状		中間目標		目標
有 	年度	数值	年度	数值	年度	数值
合計特殊出生率	H17	1.47	H24	1.53	H29	1.55
子育で支援センターの利用件数	H17	件 2,380	H24	件 3,500	H29	件 4,700
放課後児童健全育成事業登録者数	H19	人 187	H24	人 200	H29	人 240





吊保健・医療体制の

現況と課題

すべての市民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源として とらえ、元気に楽しく、安心して暮らすことができるように、一人一人が疾病を 予防し、健康の保持増進に取り組んでいくことが重要です。

しかし、生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣 を起因としたがん、脳卒中、心疾患の三大生活習慣病が疾病全体で大きな割合を 占め、全死亡に占める割合が6割にも達しており、若年期から高齢期まで増加し ていく傾向にあります。

市内には、平成19年8月現在で、病院3施設、一般診療所18施設、歯科診療所 14施設の医療機関がありますが、高齢化による疾病構造の変化等に伴い、医療に 対するニーズはますます多様化・高度化しています。こうした時代のニーズに対 応するため、今後は医療体制の広域化や連携強化が一層求められています。

本市では、住民総合健診を神埼・千代田・脊振の3会場にて実施していますが、 今後は、特定健診の受診率を向上させるとともに、個人に即した日常の生活習慣 の改善や保健指導を行ない、疾病の発症や重症化の予防を図ることが重要です。

また、寝たきりや認知症などの高齢者が増加しており、要介護高齢者の増加を 抑制する必要があると同時に、介護予防を目指して、保健・医療・福祉の連携を 図る必要があります。

「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを基本に、すべての市民が、運動、 栄養、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、充実した人生を送ることが できるよう、地域の実情に即した市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、 若年期からの生活習慣病対策を進め、疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビ リテーションができる、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備を 図る必要があります。

国民健康保険は、相互扶助の精神に則り、加入者がお金を出し合って、万一の 場合の病気やけが、出産などについて保険給付を行う制度ですが、近年、人口構 造の変化や高度医療の進展に伴い、医療費は増加の一途をたどっており、国民健 康保険料の負担は年々大きくなっています。急速な高齢化の進行や低所得者層の 増加のほか、医療費の地域格差などの問題により厳しさを増してきており、地方 負担の増大を招いているため、適切な財政措置や制度改革を国などに要請してい く必要があります。

基本計画

施策展開の方向

- 「自分の健康は自分で守り、つくる」という市民の意識を高めるとともに、 健康的な生活習慣の確立を図るため、健康診査の一層の充実と受診率の向上 を図るとともに健康教室や健康相談など一次予防及び核となる保健福祉施設 等の充実を図ります。
- 健やかに安心して出産や子育てが行えるように、妊婦や乳幼児の健康診査 や、子育ての支援など、母子保健対策を進めます。
- 市民が健康で生きがいのある質の高い生活を送ることができるよう、地域での健康づくりを支援します。
- 市民の誰もが、いつでも、どこでも適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携して、予防から早期発見・早期治療・リハビリテーションに到る一貫した保健医療体制の構築を図ります。
- 国民健康保険については、国民健康保険税の収納率の向上及び加入者の疾 病の早期発見と自主的な健康管理のため、保健事業の充実に努めます。

主な取組・事業等

- □ 母子保健、高齢者医療の充実
- □ 各種健診、予防接種事業
- □ 保健福祉施設整備事業
- □ 母子保健計画の策定及び推進
- □ 健康づくり計画の策定及び推進
- □ 救急医療対策事業
- □ 保健医療体制の充実

関連個別計画

- ◇ 特定健診等実施計画
- 高齢者保健福祉計画(再掲)
- ◇ 介護保険事業計画(再掲)
- ◇ 次世代育成支援行動計画(再掲)

指 標	現	現一状		中間目標		最終目標	
	年度	数值	年度	数值	年度	数值	
特定健診受診率	H18	% 32.9	H24	% 65.0	H29	% 80.0	
市民 1 人あたりの医療費(74歳以下)	H18	円 306,886	H24	円 307,000	H29	円 307,000	





基本方針 1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

4 地域福祉の推進

現況と課題

急速な少子・高齢化に伴い、核家族や高齢世帯の増加など、家族のあり方に変 化がみられるとともに、生活様式や価値観が多様化する中、従来の家庭・地域社 会が担ってきた地域における共同体としての意識や支え合いの体制が薄れてきて います。

本市においても、平成17年国勢調査によると一般世帯数(10.462世帯)のうち 単独世帯は2.025世帯(同19.4%)、また、親族世帯のうち、核家族世帯は5.689世 帯(一般世帯数の54.4%)で、核家族が過半数を超えています。

こうした中で、核家族化における子育て、青少年の健全育成、ノーマライゼー ション*1の推進、介護問題への対応、地域社会で担う役割など、福祉を取り巻 くさまざまな課題が浮き彫りになってきています。

これらの課題に対応し、本市では、民生児童委員や各種福祉団体などを中心に すべての市民が豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう、ボランティア 活動や地域での身近な助け合い活動など、地域福祉活動に取り組んでいます。誰 もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、今後さらに、地域にお けるケアシステムの構築や、ユニバーサルデザイン化等の生活しやすいまちづく りを推進し、必要な時、必要な人に質の高いサービスを提供できるシステムをつ くっていくことが重要となっています。

そのためには、個人や家庭では解決することが難しい課題を、それぞれの努力 や行政による支援だけでなく、市民相互の「支え合い」によって解決することな ど、自助・共助・公助による地域ぐるみの社会的努力が必要とされています。

また、生活に困窮する世帯については、高齢化や生活環境の変化などにより、 抱える問題も複雑かつ多様化していることから、実態を的確に把握し、きめ細か な対応をする必要があります。

※1「ノーマライゼーション」: 障害のあるなしにかかわらず、地域社会で快適な暮らしができるように すること。

施策展開の方向

市民一人一人が住み慣れた地域や家庭で、生活の主体者として明るく快適 な生活を営めるよう、自主的な地域福祉活動を促進するとともに、保健・医 療・福祉各分野の相互連携を図り、お互いに助け合い、励まし合う地域社会 の実現を目指します。

- 地域福祉の推進役として、社会福祉協議会をはじめ、市民・事業者・ボランティア団体・NPOなどCSO(市民社会組織)の活動を支援するとともに、多様な主体の参加を促進しながら、協働による地域福祉を推進していきます。
- 民生児童委員や母子自立支援員などと十分に連携を図りながら、地域にお ける身近な福祉活動を推進します。
- 生活に困窮する世帯については、それぞれの世帯が持つさまざまな問題や 事情から自立できるよう支援していきます。

- □ 地域福祉計画の策定及び推進
- □ 地域ボランティア活動の支援
- □ 低所得者対策(生活保護等)事業
- □ 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

関連個別計画

- ◇ 次世代育成支援行動計画(再掲)
- 高齢者保健福祉計画(再掲)
- ◇ 介護保険事業計画(再掲)
- ◇ 障がい者計画 (再掲)
- ◇ 障がい福祉計画(再掲)

指標	現,状		中間目標		最終目標	
	年度	数值	年度	数值	年度	数值
地域ボランティア団体数	H18	14	H24	20	H29	25



基本方針 1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

日食育の推進

現況と課題

社会や経済情勢がめまぐるしく変化する中で、私達を取り巻く食環境も変化し、 健全な食生活が失われつつあります。

子どもや若い世代の朝食欠食や個食が増加し、毎日の食の大切さを忘れがちに なり、また、食料自給率の低迷、食品の安全性に対する不信感、食の洋風化によ る生活習慣病の増加、郷土食・伝統食離れによる食文化の希薄化など、健全な食 生活が失われ、食に関する課題が多くなってきています。

このような中、すべての市民が、さまざまな体験を通じて「食」に関する知識 を得て、「食」を選択できる力を養うなど、健全な食生活を実践する「食育」が 一層求められています。

本市では、学校給食の地産地消の推進や、保育園への食育出前講座などさまざ まな取り組みを行っていますが、今後も、すべての市民が、食べることの意味と 重要性を理解し、安全・安小な食べ物を選択する力や感謝の心と望ましい食習慣 を身に付け、生涯を通じて健全で安心な食生活を営むため、食育を総合的かつ計 画的に推進することが重要な課題となっています。

- 市民一人一人が、食の大切さを理解し、よりよい食生活を送るために、地 域の活動を中心とした食に関する教室等を開催し、市民の食の意識の高揚を 図ります。
- 家庭と地域の連携強化を図り、保健センター、保育園・幼稚園・学校など で、子どもや若い世代に食の大切さや食文化を伝える環境づくりに取り組み ます。
- 学校給食への地元産食材の供給の促進に努めます。
- 地元の消費者が安全・安心な地場農生産加工物を直売所等において身近に 手に入れることができるような仕組みづくりに努めます。

- □ 食育推進運動の展開
- □ 食育推進基本計画の策定及び推進
- □ 食文化の継承
- □ 安全・安心な給食の提供と食育の充実
- □ 西九州大学との連携・協力
- □ 地産地消の推進
- □ 生産者と消費者との交流事業

関連個別計画

- ◇ 地産地消推進計画
- ◇ 次世代育成支援行動計画 (再掲)

指標	現	現状		中間目標		最終目標	
1月 信	年度	数值	年度	数值	年度	数值	
学校給食における地産地消の割合	H19	% 65	H24	% 75	H29	% 85	
農業体験参加者数	H18	人 685	H24	人 685	H29	人 685	
小・中学校児童生徒の朝食欠食率	H18	% 2.7	H24	% 1.0	H29	% 0.0	







基本方針2

力強く活気あるまちづくり

- 一産業振興・観光振興ー
- 〔1〕地場産業、新産業の育成
- 〔2〕賑わいある商工業の創出
- 〔3〕活気ある農林水産業の振興
- 〔4〕魅力ある観光の振興

基本方針2 力強く活気あるまちづくり

1地場産業、新産業の育成

現況と課題

今日の企業を取り巻く環境は、安価な労働力と海外現地市場を求め、企業の生 産拠点が海外にシフトするなどグローバル化が進む中、国内経済も拡大傾向とな り、地域間格差はあるものの、新たな企業の進出や設備投資の拡大により、雇用 の需給についても改善傾向にあります。

こうした中、既存企業の活性化を図りながら自立的発展を促進するためには、 既存企業の体質強化・高度化を支援していくとともに受け皿となる企業誘致を推 進し、付加価値生産性の高い産業構造への転換を図る必要があります。

380年の歴史を持つ神埼そうめんについては、本市を代表する地場産業という だけではなく、全国そうめん産地として初の「地域ブランド」認定を受けていま すが、消費者ニーズの多様化、設備の老朽化、後継者不足等により、販売が伸び 悩んでいます。今後は、経営の安定とさらなる展開に向け、これまで蓄積された 技術や生産基盤を活用しつつ、生産の共同化・協業化や販路拡大、消費者ニーズ に対応した新商品の開発など、新たな取り組みが求められています。

また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、定住人口の増加や地域の活 性化に大きく貢献する新たな企業誘致のために、本市に適した企業の誘致につい て調査を行うなど、県や関係機関と連携を図りながら積極的な企業誘致の取り組 み体制の強化を図ることが重要です。

- 地場産業の活性化に向けて、後継者の育成など、地域ブランド育成支援を 図っていきます。
- 今後、成長が期待される自動車関連企業等、新しい産業の積極的な誘致に 取り組みます。
- 経営革新や創業・ベンチャー支援に関する情報提供に努め、県と連携し、 各種支援制度の有効活用を促進します。
- 道路網整備や情報通信環境の充実など、企業誘致に不可欠な基盤整備を推 進します。
- さまざまなビジネスチャンスの創造により企業立地魅力を高めるととも に、学術・研究機関や今後成長が期待される産業については誘導策を検討し 市内への誘致に努めます。

- □ 地場産業の振興、後継者の育成
- □ 地域ブランド(神埼めん)育成支援
- □ 企業誘致の推進
- □ 県との連携による各種支援制度の活用
- □ 道路・交通網整備と情報通信環境の充実
- □ 吉野ヶ里ニューテクノパーク用地の利活用の推進(県事業)

関連個別計画

◇ 農村地域工業導入計画

指標	現	現状		中間目標		最終目標	
	年度	数值	年度	数值	年度	数値	
誘致企業数	H19	20	H24	25	H29	30	
神埼めんの年間販売額	H18	億円 35	H24	億円 36	H29	億円 37	





2賑わいある商工業の創出

現況と課題

本市の商工業は9割が中小企業で、生活様式の変化や消費者ニーズの多様化、 郊外型大型店舗の進出などさまざまな構造変化に直面する中、厳しさを増してお り、後継者不足等により空き店舗の増加が進み、地域のにぎわいを創出してきた まちの顔となる商店街の活力低下が、市全体の活力へ影響を及ぼすことが懸念さ れています。

本市の平成16年時点の小売業事業所数は311ヵ所で平成14年時点に比べ10.4% 減少、また、小売業年間商品販売額についても同期間に0.8%減少しています。

商店街の衰退を加速させた要因には、モータリゼーションへの対応の遅れなど 消費者動向の把握と対応の遅れも一因と考えられます。

商店街の賑わいは市のイメージをアップし、市の元気を感じさせます。賑わい ある魅力的な商店街づくりをめざすためには、今後は高齢社会を迎える中で楽し みながら散策できる身近な商店街が必要であり、まちなみ整備と一体的に、駐車 場・歩道の整備を行う必要があります。また、空き地を公共的広場として活用す ることで、商店街活性化に主体的、意欲的に取り組む事業者に対し、誘客を支援 していくことも重要です。

さらに、本市の物産品を全国にPRしていくためには、宣伝・販路拡大及び品 質向上並びに販売を県下地方自治体等が一緒になって行い、産業発展の推進を図 っていくことも重要です。

本市の工業については、比較的小規模ながらも業種はさまざまであり、製造業 事業所数が平成16年時点で90ヵ所と平成15年に比べ5.3%減少し、また、製造品 出荷額等についても同期間に0.6%の減少となっています。今後は、歴史と観光 のまちという本市の特性を活かし、歴史と風土の中で受け継がれてきた伝統や技 術を継承しながらも、消費者ニーズを踏まえた付加価値を高めるなど、地域ブラ ンド化に向けた取り組みが重要です。

- 消費者ニーズの多様化やインターネットの普及、郊外型大型店舗の進出な どのさまざまな環境変化・構造変化に対応できる中小企業の育成を図り、商 店街活性化のための諸施策を展開します。
- 人が集い、観光客がゆっくりと回遊できる施設整備を進め、あわせて車社 会に対応した駐車場等の整備により、中心市街地としての集客機能を高める 施策を展開します。

- 農業者団体等と連携しながら、魅力ある特産品開発の促進を図ります。
- 設備の近代化、新技術開発研究や新規事業化を促進するため、各種融資制 度や助成制度の充実を図るとともに、その活用を促します。
- 既存企業の経営の安定化に向けて、商工会などの関係機関と連携し、経営 に関する相談や各種融資制度の充実に努めます。

- □ 商店街活性化事業
- □ まちなみ整備事業
- □ 特産品開発
- □ 中小企業の育成
- □ 商工業振興事業
- □ 商工会との連携強化



指 標	現	状	中間目標		最終目標	
1日 休	年度	数值	年度	数值	年度	数值
年間商品販売額(商業)	H16	億円 383	H24	億円 431	H29	億円 465
年間製造品出荷額(工業)	H17	億円 975	H24	億円 1,081	H29	億円 1,163
小売業事業所数	H16	ヵ所 311	H24	ヵ所 320	H29	ヵ所 330
製造業事業所数	H16	ヵ所 90	H24	ヵ所 95	H29	ヵ所 100



日活気ある 農林水産業の振興

現況と課題

農業は、本市の基幹産業として米・麦・大豆・園芸を中心に発展してきました が、近年では内外との価格・品質競争の激化により農業を取り巻く情勢は大きく 変化してきています。

また、農業経営においても、米価の低迷、外国野菜の輸入増加に伴う国内価格 の低下や、農業従事者の高齢化及び後継者不足など、厳しい状況がみられます。

本市における平成17年の総農家数は2,077戸、農家人口は8,136人で、平成12年 と比較すると総農家数は7.4%減少し、農家人口は4.6%の減少となっています。

本市にとって、農業の活性化は重大な課題であり、農業経営者や関係機関と連 携を図り、将来の神埼市の農業を展望した振興策を検討する必要があります。

農業の担い手となる経営体は、平成18年度の品目横断的経営安定対策によって 組織されたものの、まだ初期段階であるため、組織の法人化も視野に入れながら 機能を強化し、関係機関等と連携した農業振興を図ることが必要とされます。

また、新鮮で安全な農産物への関心が高まる中で、平坦地においては、いちご、 なす、アスパラガス、こねぎなどの施設園芸が、山間部においてはピーマン、ほ うれん草、しいたけなど、高冷地の特色を活かした農産物の生産が行われていま すが、多様化する消費者ニーズに対応できる新たなブランド力のある特産品の開 発が求められています。このため、品種改良や新規農産物の開発を研究し、競争 力のある付加価値の高い作物への転換や多品目化を促進することが重要です。

林業については、豊かな山林の所有者の殆どが小規模農業経営を主とする高齢 者であり、近年の木材需要や価格の低迷も重なり、下刈や間伐等、山林の維持管 理が十分でない状況にあります。また、木材を扱う素材業者も年々減少するなど、 林業を取り巻く環境は厳しい状況です。しかし、山林は水資源の涵養や土砂の流 出防止など、多面的な機能を持っており、こうした側面からも林業の振興策は急 務となっています。

本市の水産業は有明海を利用した海苔養殖が中心であり、海苔養殖の協業化、 生産の合理化・省力化を図るなど安定的な生産体制を確立させることが急務とな っています。

施策展開の方向

- 需要が高い農産物や特産物の振興を図り、地元でとれた生産物を地元で消費する地産地消と農業の担い手への育成指導、農業の企業化に取り組んでいきます。
- 観光と地場農作物振興との融合など、農林業と商工業との連携を進めます。
- 農業の担い手と畜産農家が連携した堆肥活用による有機農業や低農薬栽培など、環境保全型農業を推進します。
- 農業の担い手への農地の利用集積や農作業の受委託等を進め、規模拡大や 生産の効率化を促します。
- 農業関係団体等と連携し、農業経営の合理化・高度化を進めるとともに、 将来の農業の担い手の育成・確保に努めます。
- 林業については、森林組合等と連携し、森林資源の有する多面的機能*¹の保全と活用を基本に、市場競争力のある優良材生産や担い手育成を図ります。
- 水産業については、既に確立している「佐賀のり」ブランドを活かすとと もに、新たな商品開発など、ブランド価値を向上させる取り組みを推進しま す。
- ※ 1 「多面的機能」:森林が持つ多面にわたる機能のことで、生物多様性保全機能・地球環境保全機能・ 土砂災害防止機能・土壌保全機能・水源涵養機能・快適環境形成機能・保健レクリエーション機能・ 文化機能・物質生産機能などがある。

主な取組・事業等

農業後継者(担い手)の育成支援
地産地消の推進(再掲)
観光農園等整備事業
環境保全型農業の推進
担い手への農地利用集積
農業農村整備事業
水田・園芸農業確立対策事業
林業の多面的機能の保全と担い手の育成
森林環境整備事業
水産物供給基盤整備事業
畜産振興事業

神埼市

総合計画

関連個別計画

- ◇ 農業振興地域整備計画
- ◇ 水田農業ビジョン
- ◇ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ◇ 森林整備計画
- ◇ 環境保全型農業推進方針

	指標	現	状	中間目標		最終目標	
	1月 1宗	年度	数值	年度	数值	年度	数值
4	農業生産額	H18	千万円 611	H24	千万円 623	H29	千万円 635
	認定農業者数	H19	人 233	H24	人 253	H29	人 275
	農地流動化率	H18	% 42.9	H24	% 47.8	H29	% 50.0
	林業生産額	H15	千万円 7.2	H24	千万円 7.3	H29	千万円 7.4
	漁業生産額	H18	千万円 38.4	H24	千万円 39.1	H29	千万円 40.0









基本方針2 力強く活気あるまちづくり

Д魅力ある観光の振興

現況と課題

本市には、吉野ヶ里歴史公園、九年庵、下村湖人生家などのほか、豊かな自然 をはじめ遺跡・名所など数多くの歴史的文化遺産が点在しており、年間90万人を 超える観光客が訪れています。中でも、平成13年に開園した吉野ヶ里歴史公園に は、平成18年度で約57万人の観光客が訪れています。

しかし、観光資源のネットワーク化が十分機能していないため、吉野ヶ里歴史 公園を核施設として十分には活用できていないことや宿泊施設も限られているこ となどから、市内の観光施設を巡るといった滞留型の観光地ともなりえていない のが現状です。

そのため、市内に点在する豊富な歴史的文化遺産や自然を生かすとともに、遺 跡地等の有効利用を図るという観点から、本市の魅力や個性を体験できる観光ル ートの充実を図り、観光客に市内に滞在してもらい、名所・旧跡等に回遊しても らう方策が必要です。

また、吉野ヶ里歴史公園が開園され、滞在型観光にシフトしていくため、歴史 や自然と調和した宿泊施設の誘致に努めていくことが重要です。

さらに、今後の滞在型観光展開の切り札として、山間部の滞在型余暇活動(グ リーンツーリズム)も重要な課題となっています。

一方で、福岡都市圏からは日帰りレジャーで訪れる人も多いことから、今後は 福岡都市圏をターゲットにした観光PRを行い、観光客を市内各所に誘致・集客 するための施策展開も必要です。

- 豊かな自然を活かした観光地づくりのための施設整備を図るとともに、県 立自然公園の活用、山間部の滞在型余暇活動を推進します。
- 吉野ヶ里歴史公園を観光拠点とし、豊富にある地域の個性的な観光資源・ レクリエーション施設等をネットワーク化することにより広域的な観光ルー トの整備と併せ、観光地の美化活動を展開し、一層の観光振興を図ります。
- 宿泊施設や体験・観光農園等の体験型プログラムを構築し、滞在型観光へ の展開を図ります。
- 観光案内板や案内サインの充実、主な公共施設における観光情報の発信 により、来訪者への情報提供の強化を図ります。
- 市内の豊富な観光資源を楽しく回遊できるよう、食べる・買う・憩うなど、 さまざまな仕掛けづくりに努めます。

- □ 自然公園整備事業
- □ 観光ルートの整備
- □ 滞在型観光への展開
- □ 観光情報の発信とPR
- □ 観光施設等整備事業
- □ 観光ガイド育成事業
- □ サイクルロードの整備
- □ 吉野ヶ里歴史公園整備事業(国・県事業)

指標	現	現状		中間目標		目標
指標	年度	数值	年度	数值	年度	数值
神埼市を訪れる観光客数	H18	千人 916	H24	千人 1,000	H29	千人 1,110
観光客の年間消費額	H18	千円 546,312	H24	千円 555,000	H29	千円 585,000
年間宿泊観光客数	H18	千人 12	H24	千人 13	H29	千人 24





